

# 重度障害者が安心して暮らせるグループホームの設置促進

県では、入所施設等から地域生活への移行を進めるため、重度の障害者も安心して生活できるグループホームの整備促進を以下により行っています。

## 1 整備補助（重度障害者グループホーム整備促進事業（県単独事業・R8予算：24,000千円））

入所施設等から地域生活への移行のため、空き家等を重度障害者が入居できるグループホームに改修するための補助事業

- (1) 募集時期：5月頃
- (2) 補助上限額（補助率 県3/4 法人1/4）
  - ・スプリンクラー設備工事有り：8,000千円
  - ・スプリンクラー設備工事無し：6,000千円
- (3) 補助対象法人…障害者支援施設、生活介護又は共同生活援助を行う事業所を運営している法人であること。その他、重度障害者の支援実績等の要件や、整備後に重度障害者の入居を担保するための規定あり。

## 2 研修事業（埼玉県障害者グループホーム職員研修（世話人、生活支援員向け））

- (1) 募集時期：9月頃
- (2) 基礎研修…支援事例や講義を通じて、入居者支援に必要な知識を学ぶ。  
※研修受講者が、当該研修の内容に基づき当該年度内にグループホーム職員に対し研修を行うことで、「事業所職員に対し年1回以上実施する必要がある「虐待の防止のための研修」」（指定基準第40条の2）とすることも可能。
- (3) スキルアップ研修…強度行動障害の方など支援が極めて難しい障害者の支援スキルを学ぶ。

## 3 登録制度（彩の国重度障害者支援・あんしん宣言グループホーム）

重度障害者が入居しているグループホームの運営事業者が自ら入居者支援の安心宣言を行い、基準に適合するグループホームを、県が登録・公表する。

- (1) ホームページ：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/anshinsengen-grouphome.html>
- (2) 登録申請期間：毎年度6月1日から6月30日まで【予定】
- (3) 登録期間：3年間